

所沢市障害者雇用推進企業支援補助金 募集要領

【事業補助金】

1 趣旨

障害者が地域で生活し、地域の一員として共に生活することのできる共生社会を実現するため、障害者の雇用の場の確保を促すことを目的とし、市内の事業者が障害者を雇用するにあたって必要となる施設・設備の改修や社員等に対する教育・訓練などを行う際に、その経費の一部を補助するものです。

2 事業補助金対象者(申請できる方)

以下のすべてに該当する事業主が対象となります。

(1)市内の事業所において、以下の区分に基づき、雇用保険法に定める被保険者として障害者を雇用する場合

事業主の区分	対象となる場合
法定雇用対象の事業主 (雇用する労働者数が40人以上の事業主)	法定雇用障害者数を超える障害者を新たに雇用する場合。 ただし、障害者を雇用した実績のない事業主については初めて障害者を雇用する場合。
法定雇用対象外の事業主 (雇用する労働者数が40人未満の事業主)	新たに障害者を雇用する場合。

(2)個人にあつては、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3)法人にあつては、主たる事務所又は従たる事務所の登記が市内にされていること。

(4)外国人にあつては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。

(5)許可、認可、登録等が必要な業種にあつては、その許認可等を取得していること。

(6)障害者の雇用は、ところざわ就労支援センター又は公共職業安定所(ハローワーク)を通じて雇い入れたものであること

※以下の項目に該当する場合は、事業補助金対象者となりません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業である事業を営む者

イ 所沢市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団員及び同条例第3条第2項の暴力団関係者である者

ウ 事業主又はその代表者が市税の滞納をしている事業者

3 補助対象事業(経費・補助率等)

対象事業	対象経費	補助率及び限度額
市内の事業所で障害者を雇用するために必要となる施設及び設備の改修等※1	1 建築物及び事業所の敷地内における改修に係る費用 2 設備の移設及び改造に係る費用 3 障害者が使用する設備及び機器類に必要な附属品の購入費又は借料	補助率:補助対象経費の1/3以内 限度額:50万円
市内の事業所で障害者を雇用するために実施する社員等に対する教育及び訓練等	4 講師謝礼 5 教材の購入費又は借料 6 受講料 7 障害者の雇用を既に実施している事業所を訪問するための旅費	補助率:補助対象経費の1/3以内 限度額:10万円

※1 この補助金を利用した事業に係る設備設置のために、市の融資制度を利用した場合、利子補給率を10%上乗せします。

【注意事項】

- ※ 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。
- ※ 経費は税抜きを補助対象額とします。
- ※ 補助対象となる事業は、補助金の申請日以降に実施し、当該年度末日までに支出を含めて終了し、かつ、市への実績報告がなされるものが対象となります。
- ※ 補助金の交付を受けようとする事業に対して国又は県から補助金等が交付される場合は、事業補助金と併せて受給することができます。この場合、市が交付する事業補助金及び国又は県が交付する補助金等の合計額が、事業補助金交付対象経費の額を超えるときは、その超える額について事業補助金を減額して交付します。
- ※ 予算の範囲内で補助金を交付するため、予算額を超える申請があった場合、交付できないことがあります。
- ※ 事業補助金の交付は、同一年度内において一事業主につき1回限りとします。

4 交付申請(手続き)

(1) 提出書類

		施設及び設備の 改修等	社員等に対する 教育及び訓練等
①所沢市障害者雇用推進企業支援補助金交付申請書 (様式第4号)		○	○
②事業計画書(補助対象経費の内訳を含む。) (様式例)		○	○※1
③見積書の写し		○	△※2
④配置図・設計図		○	×
⑤改修箇所の現場写真(従前)		○	×
⑥申請者の履歴事項全部証明書の写し (個人事業主の場合、住民票の写し)		○	○
⑦許認可が必要な業種にあつては許認可証の写し		○	○
⑧国、県の補助金等が交付される場合は、その内容が確認 できる書類の写し		○	○
雇用 後の 申請 の 場合	⑨当該障害者の採用通知、雇用契約書等の雇用を決 定したことを証する書類	○	○
	⑩当該障害者の身体障害者手帳、療育手帳、又は 精神障害者保健福祉手帳の写し	○	○
	⑪ところざわ就労支援センター又は公共職業安定所を 通じて雇い入れたものであることが確認できる書類 の写し(紹介状等)	○	○

※1 講師の資料、教材・講座のパンフレットを提出してください。

※2 講師謝礼・受講料については、費用の内訳が分かる資料を添付してください。

(2) 申込方法

・産業振興課(所沢市役所別館)へ直接お持ちください

※ 予算がなくなり次第、受付を終了いたします。

※ 対象となる障害者の雇用前又は雇用した日から半年を経過する日までに申請してください。

5 事業補助金対象者の責務

- (1) 交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、事前に市の承認を得てください。
- (2) 交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、「所沢市障害者雇用推進企業支援補助金交付事業中止・廃止届出書(様式第8号)」を提出してください。
- (3) 補助決定者又は交付事業が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。この場合、既に交付した補助金の返還を命ずることもあります。
 - ア 事業補助金対象者の要件に該当しなくなったとき。
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - エ 補助対象事業が、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに完了しないとき。
- (4) 補助金の交付決定を受けた方は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはなりません。
- (5) 補助対象事業に係る書類及び帳簿等は、当該補助対象事業の完了する日の属する年度から5年間保存してください。

6 融資制度を併用した場合の利子補給率の上乗せ

事業補助金の交付を受けた事業者が、その補助を受けた建築物・設備等の改修事業のために所沢市中小企業融資制度における設備資金の融資を受けた場合は、利子補給率を10%上乗せし、利子額の40パーセントを限度として、予算の範囲内で交付します。

7 問合せ先

所沢市 産業経済部 産業振興課

TEL: 04-2998-9157 FAX: 04-2998-9162

Eメール: a9157@city.tokorozawa.lg.jp

補助金交付の流れ(事業補助金)

